

## 東浦町交通安全推進協議会会則

### (設置)

第1条 町内における交通秩序を確立し、交通の安全と円滑を期するため、東浦町交通安全推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項を協議して、交通安全運動の推進を図るとともに、必要に応じ関係機関等に対し、意見を申し出るものとする。

- (1) 交通道德の高揚に関すること。
- (2) 交通安全施設の整備に関すること。
- (3) 交通取締りの強化に関すること。
- (4) 交通関係制度の改善に関すること。
- (5) その他交通の安全と円滑に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、会長及び次に掲げるもののうちから選んだ委員をもって組織する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 学識経験のある者
- (3) 関係行政機関の職員

### (顧問)

第4条 協議会に、顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。

### (相談員)

第5条 協議会に、相談員をおくことができる。

- 2 相談員は、会長が委嘱する。

### (会長及び副会長)

第6条 会長は町長をもって充て、副会長は会長が任命する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

### (委員及び任期)

第7条 委員は、会長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から当該年度末とする。ただし再任を妨げない。

### (会議)

第8条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議の運営に関し、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

### (雑則)

第9条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。